

# 令和4年度農地中間管理事業の貸付・借受について

農地中間管理事業とは、公的機関である農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。

※令和5年作分から農地を受委託契約するためには、農業委員会で申請手続きが必要です！



## ◆申込み締切日と公告日程(年2回実施予定)

	申請書締切日	貸付者公告	借受者公告
1回目	R4.7.29(金)	R4.12.28(水)	R4.12.28(水)
追加2回目	R4.8.31(水)	R5.2.28(火)	R5.2.28(火)
3回目	R4.11.30(水)	R5.4.28(金)	R5.4.28(金)

## ◆農地中間管理事業活用のメリット



**農地の出し手**  
(農地を貸したい方)

- 農地利用集積円滑化事業からの移行
- 農業リタイア ○規模縮小

・機構は公的機関なので安心して貸せます。

・賃借料は、やまがた農業支援センターからの口座振込で、手数料がかかりません。

・契約期間後には、確実に農地が戻ります。

・期間満了後、継続して貸付することもできます。



**農地の受け手**  
(農地を借りたい方)

- 農地利用集積円滑化事業からの移行
- 規模拡大 ○農地の集約 ○新規参入

・機構から農地を借りるので、安心して耕作できます。

・経営規模拡大や集約化により、生産性向上や効率的な農地利用が図られます。

・農地を長期(原則10年以上)に借り受けることで、安定的な農業経営が可能です。

・賃料の支払いはやまがた農業支援センターへ自動振替で一括で済みます。手数料もかかりません。

注)「経営移譲」・「離農」・「耕作者変更」をお考えの方は早い時期にご相談ください。

※農地中間管理事業を利用しない、出し手・受け手の直接契約は、随時受付しております。

★新型コロナウイルス感染症対策のため、お越しの際は事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

お問合せ先 ◎庄内町農業委員会 電話 0234-42-0172、0173

